

研究者等に対する無期転換ルールについて

- 1 無期転換ルール及び
大学、研究開発法人等の研究者等
に対する無期転換ルールの特例について

無期転換ルールの概要

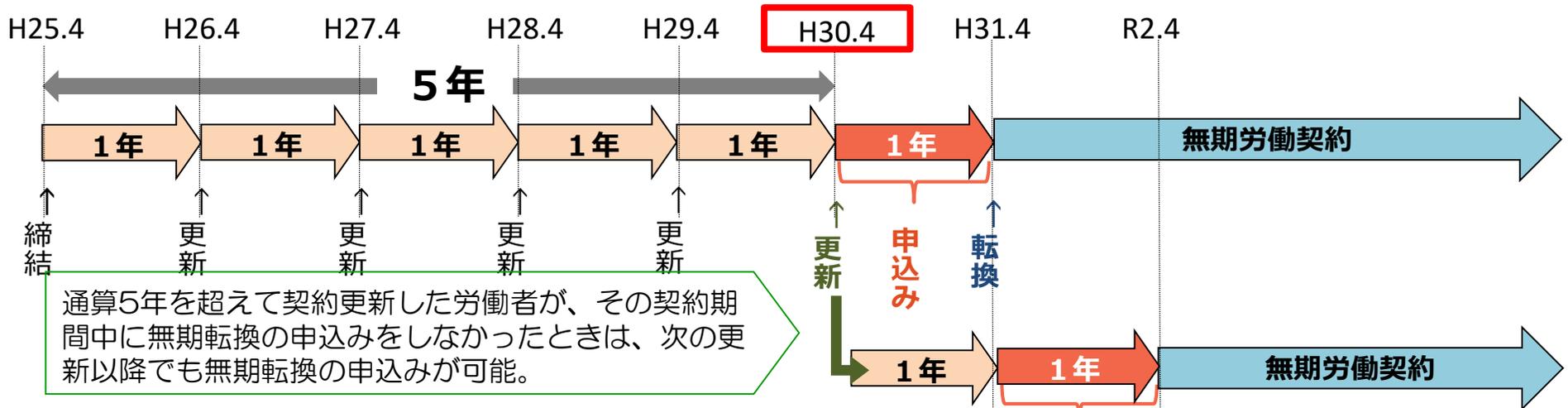
○ 有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

※ 通算期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めない。

※ 通算期間をリセットするクーリング期間（原則6ヶ月でリセット）の規定あり（第18条第2項）

※ 施行から5年が経つ平成30年4月1日以降、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生。

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



【契約期間が3年の場合の例】

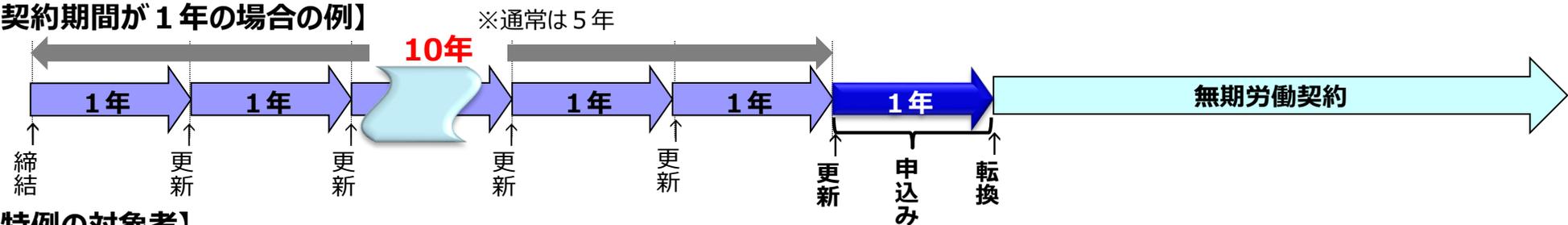


無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となる。別段の定めをすることにより、変更可能。

○ 有期労働契約が更新により通算5年を超えた場合には、労働者の申込みにより、無期転換できるが（無期転換ルール、労働契約法第18条）、大学等、研究開発法人等の研究者等については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（※）において、無期転換の申込みができるまでの期間を、通算10年とする特例が定められている。

（※）旧名：研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律

【契約期間が1年の場合の例】



【特例の対象者】

- ① 研究者等であって、研究開発法人・大学等と有期労働契約を締結した者
- ② 研究開発等に係る企画立案、資金の確保等の運営管理業務の従事者であって、研究開発法人・大学等と有期労働契約を締結した者
- ③ 共同研究開発等の業務に専ら従事する研究者等であって、当該開発等を行う試験研究機関等・研究開発法人・大学等以外の者と有期労働契約を締結した者
- ④ 共同研究開発等の運営管理業務に専ら従事する者であって、当該開発等を行う試験研究機関等・研究開発法人・大学等以外の者と有期労働契約を締結した者

【対象となる大学、研究開発法人、試験研究機関等】※研究開発法人、試験研究機関等は、同法及び同法施行令において限定列挙されている。

<大学等>

※大学と以下の大学共同利用機関

- 人間文化研究機構
 - ・国立歴史民俗博物館
 - ・国立国語研究所 等
- 自然科学研究機構
 - ・国立天文台
 - ・基礎生物学研究所 等
- 高エネルギー加速器研究機構
 - ・素粒子原子核研究所 等
- 情報・システム研究機構
 - ・統計数理研究所 等

<研究開発法人> ※全て独立行政法人。

- ・日本医療研究開発機構
- ・情報通信研究機構
- ・酒類総合研究所
- ・国立特別支援教育総合研究所
- ・国立科学博物館
- ・物質・材料研究機構
- ・防災科学技術研究所
- ・量子科学技術研究開発機構
- ・科学技術振興機構
- ・日本学術振興会
- ・理化学研究所
- ・宇宙航空研究開発機構
- ・海洋研究開発機構
- ・日本原子力研究開発機構
- ・労働者健康安全機構
- ・医薬基盤・健康・栄養研究所
- ・国立がん研究センター
- ・国立循環器病研究センター
- ・国立精神・神経医療研究センター
- ・国立国際医療研究センター
- ・国立成育医療研究センター
- ・国立長寿医療研究センター
- ・農業・食品産業技術総合研究機構
- ・国際農林水産業研究センター
- ・森林研究・整備機構
- ・水産研究・教育機構
- ・経済産業研究所
- ・産業技術総合研究所
- ・石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- ・新工ネルギー・産業技術総合開発機構
- ・建築研究所
- ・海上・港湾・航空技術研究所
- ・自動車技術総合機構
- ・国立環境研究所
- ・環境再生保全機構

<試験研究機関等>

- ・経済社会総合研究所
- ・科学警察研究所
- ・国立教育政策研究所
- ・科学技術・学術政策研究所
- ・国立医薬品食品衛生研究所
- ・国立保健医療科学院
- ・国立社会保障・人口問題研究所
- ・国立感染症研究所
- ・動物医薬品検査所
- ・農林水産政策研究所
- ・国土技術政策総合研究所
- ・気象研究所
- ・地磁気観測所
- ・消防大学校
- ・国立障害者リハビリテーションセンター
- ・国土地理院
- ・気象大学校
- ・防衛装備庁航空装備研究所
- ・国立保健医療科学院 陸上装備研究所
- ・艦艇装備研究所
- ・次世代装備研究所
- ・千歳/下北/岐阜試験場
- ・防衛研究所
- ・防衛大学校
- ・自衛隊中央病院
- ・防衛医科大学校
- ・（独）農林水産消費安全技術センター
- ・（独）製品評価技術基盤機構
- ・（独）国立印刷局

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」のポイント

※令和2年12月3日 科学技術・学術審議会人材委員会決定

策定の趣旨

ポストドクターの雇用・受入環境の改善や、研究者としての能力開発、キャリア開発支援等に関する各大学・公的研究機関の取組の充実を図り、ポストドクターが研究に専念できる環境を確保するとともに、一定の期間を経て、次のポストにステップアップできる環境の実現を図る。

主な内容

第1章 雇用・受入環境等に関する事項

- ポストドクターの適切な待遇の確保
 - ・3年から5年程度の任期の確保
 - ・高度な業務に見合った適正な水準の給与の確保
- R A（博士学生）の適切な処遇の確保
 - ・適切な支援制度の設計や学内規程の整備
 - ・業務の性質や内容に見合った対価の設定（2,000～2,500円程度の時間給の支給）

第2章 研究環境に関する事項

- 機器利用等における配慮
 - ・ポストドクターを含む設備・機器の共用の促進（機関としての共用方針の策定）
- P I等による研究活動の支援
 - ・P Iによる研究状況のレビューやメンター等による支援

第3章 キャリア開発の支援に関する事項

- 研究者としての能力開発機会の提供
 - ・研究者として必要なスキル・能力の可視化・体系化
 - ・汎用的で幅広いスキル・能力を目指す取組の充実
- 計画的なキャリア支援の実施
 - ・ポストドクターは2か所程度までとし、3年から7年程度で次のステップに進める環境の整備
 - ・具体的な方針の策定と、計画的な育成の推進

第4章 その他

- 大学・研究機関での組織的取組の推進
 - ・経営方針での、若手研究者の雇用・育成の位置づけ
 - ・各部署やP I等の認識向上に向けた取組の推進
- 全ての若手研究者への配慮
 - ・ガイドラインの趣旨を踏まえた若手研究者への対応

2 福島復興再生特別措置法の 一部を改正する法律案(仮称)について

国際教育研究拠点の法人形態等について（概要） [令和3年11月26日復興推進会議決定]

「**創造的復興の中核拠点**」として、国際教育研究拠点が**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献し、世界に冠たるものとなるよう、政府を挙げて**長期・安定的な運営**の確保を図る。

機能

（1）研究開発機能

- ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー（カーボンニュートラル）、④放射線科学・創薬医療、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本として、**福島の中長期の課題であり、ひいては世界の課題の解決にも資する研究開発**を実施する。

（2）産業化機能

- 福島第一原発の過酷環境や広大な未利用地などを活用し、併せて大胆な規制緩和も促進して、**社会実証・実装フィールドを整備し、産業化を促進**する。

（3）人材育成機能

- **連携大学院制度**を利用した大学院生の研究指導、地元の産業界・自治体・高等専門学校等との連携による**産官学一体となった人材育成**の推進、**地元の小中高校生等に対する連続的な人材育成**等を行う。

法人形態等

- 新法人は、以下の特徴を有することを踏まえ、**法律に基づき設立される特別の法人**とする。

- ・ 既存施設の取組に横串を刺す調整機能（司令塔機能）
- ・ 新法人の業務運営に対する地元自治体の関与
- ・ 国際水準の処遇・人事制度や、若者・女性など次世代の研究者が活躍できる環境
- ・ 理事長や現場の裁量の最大限の確保や、民間の能力・資金の活用につながる柔軟な業務運営
- ・ 規制改革推進や情報収集に関する仕組み

- 新法人の活動が本格的に軌道に乗った時点において、**数百名規模の国内外の優秀な研究者等が新拠点における研究開発等の活動に参画**することを目指す。

- 新拠点の立上げに当たっては、**各種実験施設や社会実証・実装フィールドを有する他の施設の例も参考に**、将来規模を拡大する必要性が生じた際にも対応できる**立地を検討**する。

（参考）・関東に所在する医学系の研究所 敷地面積：約14万㎡
・東北に所在する産業系の研究所 敷地面積：約7.8万㎡

共管体制・予算措置

- **関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）が内閣総理大臣とともに共管**。
- **長期・安定的に運営**できるよう、**復興財源等で予算を確保**するとともに、**外部資金や恒久財源による運営へ段階的・計画的に移行**。

今後の予定

- **新法人の設立法案**について**次期通常国会への提出**を図る。令和3年度内に**基本構想**を策定。
- **令和4年夏**を目途に策定する**研究開発基本計画**の策定作業と併せて、新拠点に整備する**施設の具体的な検討**を進め、福島県からの意見を尊重して**立地を決定**。

改正案の概要（案）

（1）研究開発基本計画（仮称）の策定

- ① 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、研究開発基本計画（仮称）（以下単に「研究開発基本計画」という。）を定める。
- ② 研究開発基本計画は、国際教育研究拠点（仮称）（以下単に「国際教育研究拠点」という。）が**中核的な役割を担う**よう定める。

（2）国際教育研究拠点の設立

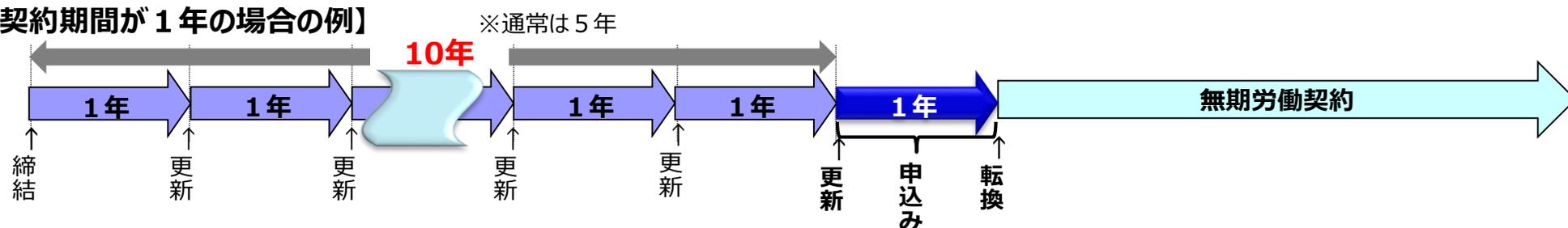
- ① 国際教育研究拠点を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務を行う。
- ② 主務大臣（※）は、研究開発基本計画に基づき、中長期目標（仮称）（以下単に「中長期目標」という。）を定める。
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ 国際教育研究拠点は、中長期目標に基づき、中長期計画（仮称）を作成し、主務大臣の認可を受ける。
- ④ 主務大臣は、毎事業年度の終了後、国際教育研究拠点の業務の実績について評価を行う。
- ⑤ 主務大臣は、②の中長期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、CSTI及び福島県知事等の意見を聴かなければならない。
- ⑥ 国際教育研究拠点は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や地元自治体等で構成する協議会を組織する。

※ 施行日 : 政令で定める日（一部の規定は公布日）

国際教育研究拠点（仮称）の研究者等に対する無期転換ルールの特例について

- 有期労働契約が更新により通算5年を超えた場合には、労働者の申込みにより、無期転換できるが（無期転換ルール、労働契約法第18条）、国際教育研究拠点（仮称）の研究者等については、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（仮称）」において、無期転換の申込みができるまでの期間を、通算10年とする特例を定めることとする。

【契約期間が1年の場合の例】



【特例の対象者】

- ① 研究開発（仮称）（※）に従事する研究者等であって、国際教育研究拠点（仮称）と有期労働契約を締結した者
- ② 研究開発等（仮称）に係る企画立案、資金の確保等の運営管理業務に従事者であって、国際教育研究拠点（仮称）と有期労働契約を締結した者
- ③ 共同研究開発等の業務に専ら従事する研究者等であって、当該共同研究開発等を行う国際教育研究拠点（仮称）以外の者と有期労働契約を締結した者
- ④ 共同研究開発等の運営管理業務に専ら従事する職員であって、当該共同研究開発等を行う国際教育研究拠点（仮称）以外の者と有期労働契約を締結した者

（※） 福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発

なお、国際教育研究拠点（仮称）は、研究開発等（仮称）を行うに当たっては、①②の者の知識及び能力に応じた適切な処遇の確保、労働条件の改善その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（仮称）について（抄）

（※）は同法の他の条文から定義を事務局にて記載。

現時点版

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（仮称）（抄）	（参考）科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（抄） （平成20年法律第63号）
<p>（労働契約法の特例）</p> <p>第〇条 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。</p>	<p>（労働契約法の特例）</p> <p>第十五条の二 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。</p>
<p>一 研究者等^{※1}であって国際教育研究拠点（仮称）との間で期間の定めのある労働契約（以下この条において「<u>有期労働契約</u>」という。）を締結したものの</p> <p>（※1）研究者等とは、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発に従事する研究者及び技術者をいう。</p>	<p>一 研究者等^{※1}であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約（以下この条において「<u>有期労働契約</u>」という。）を締結したものの</p> <p>（※1）研究者等とは、科学技術に関する研究者及び技術者（研究開発^{※2}の補助を行う人材を含む。）をいう。</p> <p>（※2）研究開発とは、科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発をいう。</p>
<p>二 研究開発等（仮称）^{※2}に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等（仮称）に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者であって国際教育研究拠点（仮称）との間で<u>有期労働契約を締結したもの</u></p> <p>（※2）研究開発等（仮称）とは、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及をいう。</p>	<p>二 研究開発等[※]に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で<u>有期労働契約を締結したもの</u></p> <p>（※）研究開発等とは、研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化をいう。</p>
<p>三 国際教育研究拠点（仮称）以外の者が国際教育研究拠点（仮称）との協定その他の契約により国際教育研究拠点（仮称）と共同して行う研究開発等（仮称）（次号において「<u>共同研究開発等</u>」という。）の業務に専ら従事する者であって国際教育研究拠点（仮称）以外の者との間で<u>有期労働契約を締結したもの</u></p>	<p>三 試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との協定その他の契約により<u>これら</u>と共同して行う研究開発等（次号において「<u>共同研究開発等</u>」という。）の業務に専ら従事する研究者等であって当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で<u>有期労働契約を締結したもの</u></p>
<p>四 共同研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の共同研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に専ら従事する者であって当該共同研究開発等を行う国際教育研究拠点（仮称）以外の者との間で<u>有期労働契約を締結したもの</u></p>	<p>四 共同研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の共同研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に専ら従事する者であって当該共同研究開発等を行う試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で<u>有期労働契約を締結したもの</u></p>
<p>2 前項第一号及び第二号に掲げる者（大学の学生である者を除く。）のうち大学に在学している間に国際教育研究拠点（仮称）との間で<u>有期労働契約</u>（当該有期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。）を締結していた者の同項第一号及び第二号の労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、当該大学に在学している期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。</p>	<p>2 前項第一号及び第二号に掲げる者（大学の学生である者を除く。）のうち大学に在学している間に（<u>研究開発法人又は大学等を設置する者との間で</u>）<u>有期労働契約</u>（当該有期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。）を締結していた者の同項第一号及び第二号の労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、当該大学に在学している期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。</p>
<p>3 国際教育研究拠点（仮称）は、研究開発等（仮称）を行うに当たっては、第一項第一号及び第二号に掲げる者について、各人の知識及び能力に応じた適切な処遇の確保、労働条件の改善その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（仮称） 附則（抄）

（検討）

第〇条 政府は、この法律の施行後八年を目途として、原子力災害からの福島復興及び再生の状況、国際教育研究拠点（仮称）における研究開発の実施状況、当該研究開発に従事する研究者等の雇用の状況その他国際教育研究拠点（仮称）の業務の実施状況等を勘案して、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。